

◇熊谷隆一君

○議長（伊藤福章君）次に、4番熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（4番 熊谷隆一君 登壇）

○4番（熊谷隆一君）質問に入る前に、議長にお願いをいたします。質問内容につきまして資料をごらんになっていただきたいと思いますけれども、配付をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤福章君）はい。許可いたします。配付してください。質問をお願いします。

○4番（熊谷隆一君）それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、8番目ということで、私も疲れておりますけれども、皆さんは大変お疲れのことだと思います。しかも質問の内容がバッティングする部分もありますけれども、町の活性化を図るためにという趣旨でございますので、ご理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。最初に、町の農業振興について伺います。食管法の廃止、ミニマムアクセス米の輸入、新農業基本法の制定、そしてことしから始まった品目横断的経営安定対策などなど、国の農業政策が大きく変わってきたことは、町の基幹産業である農業、とりわけ米づくりにも大きい影響が出ております。町の農業政策も、これまで当然国の方針に沿って進められてきてはおりますが、特に品目横断へ加入した担い手は大曲仙北管内はもとより秋田県内でも高率の加入状況となっておりますと言われております。その実績については、評価を受けることだと思います。ただ、この政策における最大の加入メリットである生産条件不利補正交付金や収入減少影響緩和交付金などは来年4月までかかって交付されるとと言われておりまして、いまだメリットが実感できていないのが実情ではないかと思ひます。ことしの米の作柄につきましては、秋田県はよかったものの全国的には平年をやや下回った作況であったと言われております。しかし、米の消費減と全国的な過剰作付によりまして、米価は1万円となってしまいました。このことは、きょうの質問にも出ておりましたけれども、農家の生活や営農に大きな影響を与えていますし、地域経済にも大きなダメージになっておると思われます。そんな中で、先般行われましたおばこ農協のお米コンクールで10人選ばれた米の匠に美郷町の生産者が9名選ばれております。この内容についての資料を配付していただいたところであります。このコンクールは、そんなメジャーなコンクールではないかもしれませんが、美郷町産のあきたこまちの食味のよさをアピールできる絶好の機会だと感じておりますし、また自信を持って販売できるのではないのでしょうか。町の取り組みとしては限りがあるとは思ひますが、少しでも前向きな明るい展望の持てる施策を行い、美郷町産の農産物が有利販売され、農家の所得向上に結びつくように次の2点についてお伺ひいたします。一つ目として、東京大田区民への美郷町産農産物の販売について伺ひます。二つ目として、来年度から稼動する堆肥センターを利用して生産される堆肥を使った高品質の農産物の生産と販売についてどのような方策で臨むのか、考えているのでしょうか。この点についてお伺ひいたします。次に、環境教育について伺ひます。先般、インドネシアのバ

り島で国連気候変動枠組み条約第13回締結国会議が開催されたと。舌をかむような会議の名前であり
ますけれども、このようなことがテレビで報道されておりましたけれども、これまではこんなのはお
れには関係ないという気持ちでニュースを見たりしていたわけですが、ここ数年の夏の猛暑
や秋田県が森林環境税の導入を決め県民に負担を求めることを決めたり、ごみの有料化が来年4月か
らなされるということなど、個人が環境維持のために負担をする時代になったと。また、環境に負荷
をかけない生活が求められる時代になったということは、強く認識せざるを得ません。町でもISO
14001を取得して率先して環境活動を行っていると思いますが、町民はそれほど理解が進んでい
ないのではないのでしょうか。一口に環境といっても範囲の広いテーマだとは思いますが、町民に啓蒙
したり、また町民が学びたいときのためにどのように対応していくのか、お伺いいたします。

一つ目として、基本的な環境政策について。

二つ目として、小中学校における環境教育について。

三つ目として、町民に対する啓蒙について。

四つ目として、環境問題の指導者について。

この4点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）初めに、農業振興についてお答えいたします。初めに、東京大田区への美郷町農
産物の販売についてですが、これまで町ではOTAふれあいフェスタなどの際、関係者のご協力のも
と農産物のイベント販売を実施してきておりますが、今後は通年または定期的に販売することができ
ないかと考え、先般大田区に対して美郷の農産物の流通についてご支援をお願いしてきたところ
です。現在のところ、そうした構想を具体化していくため、庁内に関係する農政課、商工観光課、企画
課でプロジェクトを立ち上げ、定期販売や通年販売の実現に向けてさまざまな角度から検討を重ね、
取り組みの具現化に向かってまいりたいと考えております。その体制整備は直ちに構築できるもの
ではありませんが、農業団体や農家の方々と連携を強化しお互いの役割分担を確認しながら、現在ま
での交流を足がかりとして、例えば米の流通などできることから取り組んでまいりたいと考えており
ますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、堆肥センターの堆肥を利用した高品質農産物の
生産と販売については、現在建設中の美郷町堆肥センターが来年2月末に完成し4月からは本格稼働
に入る予定で、フル稼働しますと年間約3,000トンの堆肥が生産されます。生産された堆肥は農業の
基本となる土づくりには欠かせない大切なものと認識しており、安価で良質な堆肥は町内農家の皆様
から安心して使用していただけるものと確信しております。また、堆肥センターの堆肥を活用して付
加価値のある農産物販売が可能であれば、農家経営の安定にも大きく貢献するものと考えます。そう

した農産物をただいま申しました大田区への農産物流通と絡めて、付加価値農産物としてブランドイメージを定着させることができれば有利販売にもつながるように思いますので、そうした体制の構築に向けて生産対策や流通対策、販売対策など、農業団体の主体的な取り組みと連携を図りながら高品質農産物の生産拡大と有利販売に向けて取り組んでまいりたいと考えております。次に、環境教育についてですが、初めに基本的な環境政策についてですが、現在大きな社会問題としてクローズアップされているところですが、まさに身近な問題でもあり、それぞれが関心を持って対応する必要があるものと認識しております。町においては、とりわけ美郷のイメージの核心でもある水環境について今後とも維持保全していくことが必要との認識から、町の環境保全基本条例とは別の視点で新たに水環境を守る啓発条例を策定し、町民各位が水に認識を深めていくよう現在その素案づくりに着手しているところです。町としましては、今年度中に、仮称ですが水環境保全条例案を議会からご審議いただき、成案となりましたら来年度から水環境を守る具体の取り組みを条例の趣旨を踏まえながら推進していくとともに、環境保全基本条例に基づく環境基本計画をあわせて策定し、環境全般に意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。なお、現在環境に関する取り組みでは、野焼きの禁止による大気汚染や温暖化の防止、不法投棄の防止や下水道合併浄化槽の導入、地下水涵養池の設置による水環境の保全、議員がおっしゃいましたISO14001による環境負荷の軽減などに取り組んでいるところです。次に、小中学校における環境教育についてですが、学校における環境教育につきましては、主に社会科の授業、総合的な学習の時間や特別活動の時間を利用し、自然環境やごみ問題について学習しております。内容としましては、町で作成した副読本を活用しながら自分たちの地域に密着した水環境に関することや家庭のごみの行方を探るなど、体験学習や調べ学習を中心に子どもたちがみずから課題を見つけ考えて行動する環境教育に取り組んでおります。具体的には、小学校においては、家庭からのごみの種類や量を調べ、どのように処理されているのか、実際に大仙美郷クリーンセンターを見学。ふだん目にすることのない場所や、それにかかわる方々の仕事を見学し、お話を聞くなどごみ処理の仕組みを学習したり、ごみを減らすための工夫を授業の中で発表したりする学習をすべての小学校において実施しております。中学校においては、学校周辺の清掃に関する奉仕活動を生徒会が中心となりみずから実践したり、ミニソーラーカーを製作しエネルギーについて学んだりしております。また、ほとんどの小中学校においてリサイクル活動の一環としてプルタブや空き缶の回収を家庭と協力しながら実践する中で、環境問題への関心を高めております。さらに、町の事業としまして、シズの学校を企画し、水生昆虫の観察やイバラトミヨの観察などを行いながら、水質保全の面からの環境教育も実践しております。このように、さまざまな活動を通して身の回りの事柄について深く見詰め、身近な環境保全に力を尽くす態度や意欲を育てる学習活動を実践しております。次に、町民に対する啓蒙についてですが、環境問題についてはマスコミ等でも毎日のように取り上げら

れているところであり、住民の方々においても関心のあるところと承知しております。そのため、先ほど申しました環境に関するさまざまな施策を展開するとともに、広報等を通じて各般の情報を提供し啓蒙を図っているところですが、もう少し町民全体に環境への意識を定着、拡大させたいとの思いもあるところです。そのため、今後につきましては、先ほど申しました水環境保全に関する取り組みや環境基本計画の策定等を通じて一層の意識啓発を行ってまいりたいと存じます。次に、環境問題の指導者についてですが、環境問題に関しては県のリサイクルリーダーや町の廃棄物減量推進員あるいは不法投棄監視員など一般の方よりも情報が入りやすく具体的な取り組みを実践されている方々が多くいらっしゃいます。また、ある地区では地域の財産である湧水を守り次の世代に引き継ごうとするボランティア組織を結成し専門家の助言をいただきながら保全活動を行っているグループもあるところです。こうした方々の頑張りには敬意を表するとともに、ご承知のとおり、環境につきましては一部の方々が何かに対応すれば環境が維持されるというものではなくて、そこに住む皆さんが意識を持って自分ができることを着実に実践していくことが肝要と存じますので、環境問題については全住民がそれぞれ指導者となるくらいの意識と気構えが必要と認識しているところです。今後ともさまざまな取り組みに多くの方々からのご理解とご参加をお願いいたしますとともに、町としましても各般の取り組み並びに情報の提供に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君）4番熊谷隆一君、再質問ありますか。許可します。

○4番（熊谷隆一君）ただいま答弁をいただきました。その中で、1点だけ再質問をさせていただきます。一番最後に答弁いただきました環境問題の指導者のことについてでありますけれども、きょうも一般質問の中で農地・水・環境の質問が出されております。39地域の実施ということで、町の面積の50%以上がカバーされてはおると思っておりますけれども、その活動の中で小学生や地域住民に関する自然保護や環境の学習といいますか、そういう項目があります。私もこの資料を見なければ詳しい表現できませんけれども、そういった中で、先ほどの答弁では地元の有識者といいますか、先輩あるいは有識者によってということですが、その農地・水の事業ではそれだけではやはりちょっと深まらないといいますか、活動の中身、それから勉強の中身が深まらないと感じておりました、その点について、例えば学校の先生を退職された方だとか、一般の方よりも環境について体系的に理解が進んで、しかも説明ができるような人を、ボランティア的な活動で結構だと思っておりますけれども、あるいは町職員の中でもそういう知識に詳しい方がおられると思っておりますので、何とかして活用できないのかということについてお伺いするものであります。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君）環境のどの部分について知識を有するかというところがポイントになろうかと存じますが、町の方では人材バンクというものも教育委員会が所管してやっておりますので、極力そう

いった人材バンクに環境の知識のある方々を登録していただき、その分野にもよるんですが、地元の方々が必要な人材を見つけていただいて、ぜひ活用し、その人材バンクも生きるようにしてもらいたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 4番熊谷隆一君、よろしいですか。

○4番（熊谷隆一君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで4番熊谷隆一君の一般質問を終わります。